

厚生労働省社会・援護局長
谷内 繁 様

東京都福祉保健局長
内 藤 淳

社会福祉住居施設の最低基準にかかる緊急提案について

平成30年に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布され、社会福祉住居施設の基準（以下「最低基準」という。）については令和2年4月1日施行に向け、各都道府県で厚生労働省令（以下「基準省令」という。）を基準として条例を定めることとなっております。

国は、「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」を設置し、有識者から意見聴取しているところですが、先般提案された最低基準案の中には本体施設と一体的に運営される付属施設として入居定員4人以下のサテライト型住居の創設が示されています。

単独での居住が困難な方を受け入れる一時的な居住の場である社会福祉住居施設の中に居宅移行に向けた準備や訓練を行う仕組みを設けることは、十分に意義があるものと考えております。

しかしながら、今回提案されているサテライト型住居については、本体施設の施設長1名が、サテライト型住居（最大4か所）を毎日巡回しながら、本体施設とともに最大20名に対し、適切な支援を実施できるのか懸念があります。

また、サテライト型住居は、障害者グループホームを参考に制度設計されていることですが、職員配置基準等においてグループホームとは形態が異なっており、このままでは、職員の支援が不十分なことによる利用者支援の質の低下とともに、小規模な借家を活用して運営できる形態であることから、事業者の安易な新規参入を招き、利用者支援の不十分な施設を増大させてしまう懸念があります。

さらに、支援の一体性が確保されなければ本体施設の付属とは言えず、一体性のない4人以下の施設を規制することは定員5人以上という社会福祉法の規定に抵触することも危惧されます。

については、サテライト型住居の設置に関する基準については、更なる検討が必要と考え、居宅生活が困難な生活保護受給者等への良質な日常生活支援を確保する観点から、下記のとおり提案します。

記

- 1 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援という法改正の主旨に従い、良質な日常生活支援の確保の実現に懸念があるサテライト型住居については慎重に十分な検討を行い、今回の基準省令の制定においては制度導入を見送ること。
- 2 今後の検討においては、利用者ニーズや事業者実態の把握を行い、モデル事業などを実施したうえで、利用者支援の質の確保が図れる制度構築を行うこと。